

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年3月13日条例第7号）の一部改正 第1条に係る部分

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>（知事等の給与） 第3条 省略 2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>（非常勤の職員の給与） 第11条 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき35,300円を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p> | <p>（知事等の給与） 第3条 省略 2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p> <p>（非常勤の職員の給与） 第11条 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき37,900円を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p> |

教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年9月28日条例第52号）の一部改正 第2条に係る部分

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>（給与） 第3条 教育長の給料月額は、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p> | <p>（給与） 第3条 教育長の給料月額は、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 省略</p> |